

農業者の皆様へ

農地の貸借は、令和7年4月に相対契約^(※1)が廃止され
農地中間管理機構^(※2)経由に統合^(※3)されます！

〈 現 行 〉

相対契約の農地の貸借^(※1)

令和7年3月までに契約した貸借は、
その終期まで有効



〈 令和7年4月以降 〉

目標地図^(※4)の実現に向けた

農地中間管理機構 経由の農地の貸借



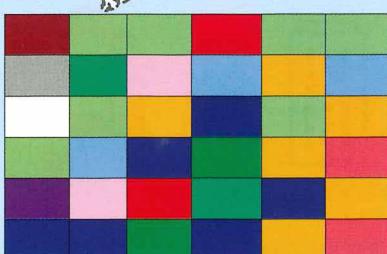
※1 市町村が作成する農用地利用集積計画により、貸し手と借り手が直接貸借を実施。

※2 都道府県ごとに事業実施のために知事から指定を受けた組織。大阪府においては、知事から指定を受けた一般財団法人大阪府みどり公社が、貸し手から農地を借受け、農業の担い手への貸付けを実施。

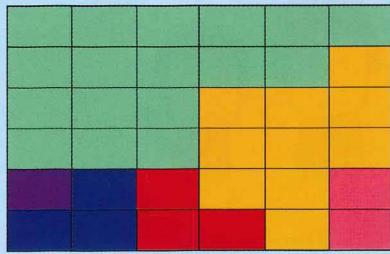
※3 農地法第3条に基づいて、農業委員会の許可を受ける貸借方法は存続しています。

※4 市町村の作成する地域計画において、農地一筆ごとに、将来、誰が耕作するのかを示した、地域農業の未来設計図。随時更新が可能。

それぞれの農地が
バラバラに混在...



農業者ごとにまとめて
使いやすく！



農地の貸借は農地中間管理機構を経由した方法に一本化され、農地中間管理機構が分散した農地をまとめて借り受け、農業の担い手へ農地を貸し付けていきます！

農地中間管理機構経由の貸借には ＼各種メリットがあります！／



貸し手のメリット

- 貸した農地は、貸付期間終了後、確実に返却されるので安心
- 賃貸借の場合、賃料は農地中間管理機構から確実に振り込まれる
- 農地中間管理機構に貸し付けた農地について、税制優遇が受けられる

借り手のメリット

- まとまった農地を長期間、安定的に借受できる
- 複数所有者から農地を借りる場合であっても、契約事務や賃料支払(賃貸借の場合)について、農地中間管理機構が一本にまとめてくれる
- 所有者が亡くなった場合でも、農地中間管理機構が相続人と協議し、借受が継続できる

地域のメリット【まとめた農地を農地中間管理機構に貸付ける場合(他にも要件あり)】

- 機構集積協力金が交付される（使い道は地域で自由に決定）
- 農家負担ゼロの条件整備が受けられる

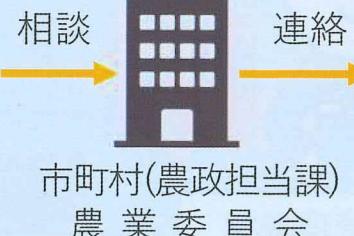
* 農地中間管理事業制度の詳細は、大阪府みどり公社のホームページをご利用ください！

<https://osaka-midori.jp/nouen/>

みどり公社 農地中間管理事業



農地の貸し借りのご相談は
お近くの市町村（農政担当課）
または農業委員会まで！



〈権利設定のイメージ〉



お問合せ先

農地所在地の市町村の農政担当課または農業委員会にお問合せください。

https://osaka-midori.jp/nouen/03_about_lend/document/nouseitantou_nogyouiinkai.pdf

